

(仮称) 上尾伊奈ごみ広域処理施設整備事業

環境影響評価準備書 勉強会資料

～ 論点整理と確認すべき問い ～

令和8年 月 日

1. はじめに

本資料は、上尾伊奈資源循環組合が令和8年4月に縦覧に供した「(仮称) 上尾伊奈ごみ広域処理施設整備事業 環境影響評価準備書 (概要版)」を読み解き、市民として論点を整理するための勉強会資料です。

他自治体のごみ処理施設建設における住民からの指摘事項や紛争事例なども参照しながら、準備書で確認すべき論点を整理しています。

事業の概要

事業者：上尾伊奈資源循環組合 / 場所：伊奈町大字小室地内（約 75,500 m²） 規模：可燃物処理施設 180t/日（90t/日×2 炉）、不燃・粗大ごみ 27.9t/日、資源物 44.6t/日 処理方式：ストーカ式焼却方式 / 煙突高さ：59m 供用開始予定：令和 15 年度（2033 年度） / 工事期間：令和 9 年度～令和 14 年度

2. 手続き・住民参加に関する論点

2.1 縦覧・意見募集の状況

準備書の概要版によれば、調査計画書の縦覧（令和6年10月～11月）では23件の意見が提出されました。これに対し、知事意見と都市計画決定権者（伊奈町）の見解が示されています。

- 住民説明会は令和6年度に30回、令和7年度に23回開催されたとされているが、周辺住民への周知方法（組合HP、市町広報、SNS等）の充分性について検証が必要

- 調査計画書の段階で提出された意見 23 件のうち、「調査地点の増設」「化学物質の追加測定」等の要求に対し、いずれも「行わない」とする回答が多く、その判断根拠の妥当性が問われる
- 準備書縦覧（令和 8 年 4 月以降）に対する意見提出期間内に、住民が内容を理解して意見を述べるための支援・学習機会の充実が必要

他自治体の事例

全国各地のごみ処理施設建設では、環境影響評価の手続き段階で住民との協議が不十分なまま進んだ結果、供用後に紛争に発展した事例が複数報告されています。埼玉県内でも、住民説明会の回数は多くとも内容が一時的な情報提供にとどまる場合、住民の実質的な参加とはみなされにくい傾向があります。

2.2 計画道路（都市計画道路上尾伊奈線）との関係

搬入路として想定している都市計画道路上尾伊奈線は、ごみ処理施設の建設と並行して整備が進められています。住民意見では「道路計画の説明が先行すべき」との声が複数ありました。

- 道路計画の全容が未確定な状態で環境影響評価を実施することの妥当性
- 供用開始時（令和 15 年度）までの道路整備完成の確実性
- 道路工事と施設工事の重複による周辺住民への負担の累積

3. 大気質・悪臭・ダイオキシン類に関する論点

3.1 排出ガスの公害防止基準

計画施設の排出ガス基準は以下のとおりです。ダイオキシン類は法令基準（1 ng-TEQ/m³N）より厳しい自主基準（0.1 ng-TEQ/m³N）を設定しています。

項目	計画施設（新設）	上尾市西貝塚（既存）	伊奈町クリーン（既存）	法令基準値
ばいじん (g/m ³ N)	0.01	0.01	0.25	0.08
硫黄酸化物 (ppm)	20	20	100	K 値=9.0
窒素酸化物 (ppm)	50	70	180	180
塩化水素 (ppm)	20	20	約 123	—

ダイオキシン類 (ng-TEQ/m ³ N)	0.1	1	5	1
水銀 (μg/m ³ N)	30	50	50	30

3.2 VOC（揮発性有機化合物）への対応

準備書では、廃プラスチックの保管・圧縮作業等における VOC（揮発性有機化合物）の放散が「懸念される」と認めながら、ごみ処理施設は規制対象外であることを理由に、特定化学物質の追加測定要求を「行わない」としています。

- 住民から「イソシアネート類・シアン化合物・TVOC などの測定を東西南北 4 か所で年 4 回以上実施してほしい」との意見が出されたが、却下された
- 近年、廃プラスチック類の処理に伴う VOC 問題が全国で顕在化しており（埼玉県内の他施設でも紛争事例あり）、対策の不十分さが問われうる
- 稼働後のモニタリング内容・頻度について、準備書は「類似施設を参考に検討」とするのみで具体的な計画が不明

他自治体の事例

千葉県流山市や神奈川県内の複数施設では、廃プラスチック処理に伴う VOC・悪臭問題が住民紛争に発展した事例があります。「法的規制がないから測定しない」という姿勢ではなく、自主的な測定と情報公開が求められる時代になっています。

3.3 大気質調査地点の妥当性

- 事業実施区域の北側境界 1 地点のみの調査に対し、住民から「東西南北 4 地点での調査を」との要求が出されたが却下された
- 主風向（夏季：南よりの風、冬季：北よりの風）を踏まえた場合、北側境界 1 地点の調査では風下方向の影響を網羅できない可能性がある
- 施設周辺には住宅密集地・商業施設・浄水場があり、多方向でのモニタリングの必要性は高い

4. 交通・騒音・振動・悪臭に関する論点

4.1 搬入車両による生活環境への影響

計画施設へのごみ搬入・搬出車両は、令和 15 年度時点で約 330 台/日と想定されています（現在の 2 施設の合計からの変化に注意）。

- 現在の上尾市西貝塚環境センター（処理能力 300t/日）と伊奈町クリーンセンター（45t/日）の合計 345t/日に対し、計画施設は 180t/日と規模縮小だが、施設を 1 か所に集約することで特定ルートへの交通集中が生じる
- 搬入路として利用予定の「さいたま菖蒲線」の現状昼間 12 時間交通量は 10,905 台と既に相応の交通量があり、ごみ収集車の追加による影響が懸念される
- 工事期間（令和 9～14 年度）と施設稼働が重なる時期の累積的な交通量増加については、住民への分かりやすい説明が必要
- 「はなみずき通り」を経由するルートでの右折待ち渋滞・歩道の狭さについて、住民から複数の懸念が示されたが、具体的な改善策が未定

4.2 騒音・振動・低周波音

計画施設の騒音防止基準は騒音規制法の基準値と同値に設定されています。

- 煙突高さ 59m の施設が農用地（現在は建物なし）に新設されるため、既存の騒音環境との変化が大きい
- 24 時間連続稼働を前提とする焼却施設では、夜間の機械騒音・低周波音が周辺住民（民家まで最短約 150m）に影響する可能性がある
- 低周波音については、環境省のガイドラインにより評価されるが、個人差が大きく、法的規制値が存在しないため、住民の苦情対応が問題になりやすい

他自治体の事例

愛知県や千葉県のごみ処理施設では、稼働後に低周波音・振動による不眠・健康被害の苦情が多数寄せられ、稼働後の事後調査で問題が顕在化したケースがあります。事前の予測では「基準内」であっても、実際の稼働後に問題化した事例があることから、事後調査の詳細な計画と公開が重要です。

5. 自然環境・生態系・景観に関する論点

5.1 原市沼川・湧水・水環境

事業実施区域は原市沼川に隣接しています。隣接地では過去に浸水被害のあった区域があり、また湧水の確認もされています。

- 事業実施区域内で湧水が確認されているにもかかわらず、「地下水・湧水への影響」の配慮事項評価が「△（未確定）」とされていたことへの住民指摘 → 現地調査後の評価内容の確認が必要
- 工事中の濁水が造成工事・杭工事の際に原市沼川へ影響する可能性（事後調査は3回程度を想定）
- プラント用水は「上水」を使用し「井水は使用しない」と明記されたことは評価できるが、工事中の大量の地下水排水については留意が必要
- 原市沼川は下流で綾瀬川に合流し、漁業権が設定されている。上流での開発・改変が下流の水環境に与える影響の長期的な評価が必要

5.2 動植物・生態系

- 事業実施区域はオオタカの営巣地登録地から1.5km以内に位置。現地調査では餌場としての利用を確認。工事中に営巣が確認された場合の対応方針は明示されたが、工事時期との関係が重要
- カヤネズミ・タヌキ・コウホネ等の生息確認種について、代償措置（移植・代替生息地確保等）の実行可能性の検討状況
- 埋蔵文化財包蔵地（縄文・古墳時代の集落跡、貝塚2か所）が事業実施区域内に存在。令和5年度の試掘では遺構が見つからないが、包蔵地外も含む慎重な施工が求められる
- 「ネイチャーポジティブ」の観点からは、単に現状の生物を保護するだけでなく、生態系の回復・向上に寄与する取り組みが求められる時代（埼玉県生物多様性保全戦略2024年策定）

5.3 景観・田園環境

事業実施区域は伊奈町西部の農用地であり、周辺には果樹園や田園風景が広がっています。

- 煙突高さ59mの施設は、平坦な田園地帯では周辺から広く視認される。景観予測（フォトモンタージュ）の結果の精度と公開

- 工場立地法の最低緑化率 20%は満たす方針だが、住民から「地域で失われた緑を取り戻す施設に」との要求があり、それを超える緑化計画の実現可能性
- 農業振興地域・農用地区域からの除外手続きの状況と農地転用への地域合意形成の状況

6. 温室効果ガス・エネルギー回収に関する論点

6.1 エネルギー回収目標

計画施設は「エネルギー回収型廃棄物処理施設」として、エネルギー回収率 19.0%以上を確保する方針です。

- エネルギー回収率 19.0%は環境省の交付金要件の下限值。他の先進的な施設（25～30%以上）と比較して、さらなる向上の余地があるか
- 余熱の地域利用（発電・熱供給）の具体的な計画と地域貢献の内容（現時点では「今後検討」）
- 廃プラスチックリサイクル義務付け（令和 4 年プラスチック資源循環促進法）により、今後ごみの質が変化し、焼却量・発熱量が変わる可能性への対応

6.2 2050 年カーボンニュートラルとの整合

- 知事意見では「NDC や県・町の地球温暖化対策実行計画との整合を図るよう」との指摘があり、事業者は「最大限考慮する」と回答するのみで具体策が未定
- ストーカ式焼却施設は廃プラ等の化石由来炭素を燃焼するため、温室効果ガスの排出源となる。二酸化炭素の他、メタン・亜酸化窒素についての予測・評価も行われているが、削減目標との整合の検証が必要
- 令和 15 年度（2033 年）から約 30 年以上稼働する施設として、カーボンニュートラル目標年（2050 年）を視野に入れた長期的な排出削減戦略

7. 施設規模・計画の妥当性に関する論点

7.1 ごみ量予測の前提

計画施設の規模は、令和 15 年度のごみ排出量予測（上尾市＋伊奈町の合計 約 60,792t/年）を基に算定されています。

- 人口が横ばい～減少傾向にある中、ごみ量予測の前提は適切か。過大な見積もりになっていないか
- 3R 推進や家庭ごみ有料化、食品ロス削減等の政策効果を織り込んだシナリオ分析の有無
- プラスチック資源循環促進法（令和 4 年施行）によりプラスチックの分別・資源化が拡大した場合、可燃ごみ量が大幅に減少する可能性

7.2 処理方式選定の経緯

- 「ストーカ式焼却方式」が選定されているが、他の方式（流動床式・ガス化溶融等）との比較検討結果の公開
- 最終的な処理方式の決定は「受注事業者決定時（令和 9 年度）」とされており、環境影響評価の段階で確定していない点の問題性
- PFI 等の民間活力導入による事業者選定プロセスの透明性

7.3 災害廃棄物対応と施設余力

- 施設規模に「災害余裕率 10%」を設定（通常処理量の他に約 16t/日の余力）。関東大震災級の大規模災害時に必要な処理能力との関係
- 災害廃棄物仮置場の位置・運用方法は「施設稼働までに構成市町と協議」とのみ記載。地域防災計画との整合確認が必要

8. 地域貢献・地域協定に関する論点

8.1 地域振興策協定

令和 7 年 4 月 30 日に柴中荻区と「地域振興策協定書」が締結されました。体育室の整備が検討されており、住民要望にあった温水プールは整備しない方針とされています。

- 「柴中荻区」との協定が周辺地域全体の住民の意見を代表しているかどうかの確認
- 地域振興策の内容・費用負担・維持管理体制の透明性

- 施設設置の合意形成過程と、より広い範囲の住民（上尾市・桶川市・蓮田市を含む半径 3km 圏）への説明責任

8.2 環境学習・情報公開

- 環境学習機能（施設見学・展示・リユース機能等）の具体的な計画と運営主体
- 稼働後の環境モニタリング結果の公開方法・頻度・形式（市民が理解しやすい形での開示）
- 運転状況のモニター表示など「積極的な情報公開」の具体的内容

9. 事後調査の計画と実効性

準備書には大気質・騒音・振動・悪臭・水質・土壌・動植物・生態系・景観・温室効果ガス等について事後調査が計画されています。

- 事後調査の結果を住民が閲覧できる仕組み（公表先・頻度・形式）の明確化
- 「環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応方針」として「直ちに必要な措置を講じる」とされているが、判断基準・措置の内容・住民への説明プロセスの不明確さ
- 水質（供用時）・自然とのふれあいの場・史跡文化財・日照障害・電波障害が「事後調査から除外」されているが、その理由の妥当性（特に水質：プラント排水を全量下水道放流とすることを前提にしているが、下水道接続工事の完成が施設稼働に間に合うかの確認）

10. 主要論点一覧表

以下に本資料の主要論点を整理します。勉強会では各論点について準備書の記述を確認し、質問・意見を組み立てましょう。

論点	準備書の記述・立場	他自治体の事例・比較視点	住民から問うべき確認事項
手続き・住民参加	住民説明会は令和 6 年度 30 回、7 年度 23 回開催。縦覧意見 23 件に対し見解を提示	住民参加の質（一方的か双方向的か）が問われた事例多数。意見が実質的に反映されるか	意見に対する却下理由の根拠は十分か？今後の意見提出期間・方法は？

		が重要	
VOC・化学物質	廃プラ保管・圧縮での VOC 発散を認めながら、法令規制外として追加測定要求を却下	全国で VOC 問題が社会問題化。自主測定・公開が求められる潮流	稼働後のモニタリング計画と結果公開の具体的な内容は？
交通・搬入路	搬入・搬出 330 台/日想定。さいたま菖蒲線・都市計画道路上尾伊奈線を主経路として想定	1 施設への集約で特定ルートに交通が集中。道路整備の遅れが生じた場合のリスク	渋滞・安全対策・通学路への影響の具体的な対策内容は？
大気質・煙突	煙突高 59m。ダイオキシン類自主基準 0.1ng-TEQ/m ³ N (法令の 1/10)	自主基準は評価できるが、調査地点が北側 1 点のみで風向による偏りが懸念される	モニタリング地点の配置 (東西南北) の拡充の可能性は？
水環境・地下水	プラント用水は上水使用・井水不使用と明記。排水は下水道放流	隣接する原市沼川への工事中の濁水影響、下流漁業権設定区域への影響が懸念事例あり	工事中の濁水管理計画の詳細と事後調査の頻度・地点数は？
生態系・埋蔵文化財	オオタカの餌場利用を確認。埋蔵文化財包蔵地 (縄文・古墳時代) が区域内に存在	工事中の生物影響は完工後に不可逆的になることが多く、事前の徹底調査が必要	工事中のオオタカ営巣確認時の具体的な工事停止基準は？埋蔵文化財発見時の対応は？
温室効果ガス	エネルギー回収率 19%以上を目標。CO ₂ ・CH ₄ ・N ₂ O の予測・評価を実施	先進施設では 25~30%以上の回収率。2050 年カーボンニュートラルとの整合が課題	削減目標の数値と達成手段の具体的な計画は？余熱利用先は？
施設規模・ごみ量予測	令和 15 年度のごみ量予測を基に規模算定。3R 推進効果は一定程度織り込み	全国でごみ量の減少が続く中、過大設計による過剰投資の懸念事例あり	ごみ量が大幅に減少した場合の対応方針 (施設規模・稼働率の調整等) は？
地域振興・協定	柴中荻区と協定締結。体育室整備を検討。温水プールは整備しない方針	地元区との協定が全体の住民意思を代表するかどうか問われた事例あり	協定の内容・費用・維持管理の詳細と、より広域の住民への説明状況は？
事後調査の実効性	大気・騒音・振動・悪臭等について工事中・供用時の事後調査を計画	事後調査結果が住民に分かりやすく公開されず形骸化した事例が全国に多数	調査結果の公表方法・頻度・住民への説明体制の具体的な計画は？

11. 勉強会での活用方法と今後のステップ

縦覧期間中に意見書を提出しましょう

環境影響評価準備書の縦覧期間中（埼玉県環境影響評価条例に基づく）に、住民・事業者・関係行政機関は意見書を提出することができます。意見書は事業者が見解を示す義務があり、最終的な「評価書」に反映されます。

- 意見は個人でも団体でも提出可能
- 論点を絞り、具体的な根拠を示した意見書が効果的
- 複数の市民が異なる視点から意見を出すことで、網羅的な問題提起が可能

確認・収集すべき情報

- 上尾伊奈資源循環組合の公式 HP（<https://kamiina-junkankumiai.jp/>）での最新情報
- 環境影響評価準備書の本編（概要版以外の本文・参考資料）
- 他自治体での同種施設の環境影響評価書・事後調査報告書（環境省・都道府県 HP 等）
- 埼玉県環境影響評価条例に基づく縦覧・意見書提出の手続き詳細

本資料は勉強会での議論のたたき台として作成したものです。

情報は令和 8 年 4 月公開の環境影響評価準備書（概要版）に基づきます。最新情報をご確認ください。